

表：中小事業者等の基準（AまたはBのいずれかを満たしていること）

業種	資本金の額または 出資の総額【A】	常時使用する従業員数 【B】
製造業等 (運輸業・建設業等を含む)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業または 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万以下	200人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下